

幌延町 交流拠点基本構想

令和6年12月

幌 延 町

目次

1	はじめに	1
2	本町の概況	1
	(1) 位置、地勢	1
	(2) 人口	2
3	幌延町交流拠点（多世代交流施設）整備の目的	3
4	幌延町交流拠点基本構想樹立までの経緯	4
5	幌延町交流拠点基本構想の位置づけ	5
6	交流施設の概要	5
	(1) 整備内容	6
	(2) 具体的なスペースや機能	6
7	幌延町公共施設等総合管理計画との整合性について	7
	(1) 公共施設の更新等の方針	7
	(2) 管理計画に基づく検討、評価	8
	(3) 管理計画に基づく評価結果	10
	(4) 住民合意	10
	(5) 既存施設の活用や処分について	10
	(6) 既存の公共施設と重複するスペース等の整理	10
	① 生活支援機能	11
	ア) コインランドリー	12
	イ) 多目的スペース（サードプレイス）	12
	ウ) 会議室	13
	エ) 温浴施設	13
	オ) 事務スペース	13
	カ) ゆったり駐車場	14
	キ) 電気自動車充電設備	14
	ク) w i - f i 機能、無料充電設備	14
	② 観光情報等発信機能	15
	③ 保健福祉機能	15
	ア) 業務スペース	16
	イ) 乳児・乳幼児広場	16
	ウ) 多世代交流・休憩スペース	17
	エ) 授乳室	17
	オ) 健康増進スペース	17
	④ 高齢者福祉機能	18
	ア) カフェスペース	18
	イ) 多目的スペース（和室）	18

ウ) 多目的スペース（パブリックビューイングスペース）	…	19
エ) 相談室	……………	19
オ) 調理実習室	……………	20
⑤ 交通拠点機能	……………	21
⑥ 防災機能	……………	22
ア) 備蓄庫（防災資機材庫）	……………	23
イ) 福祉避難所	……………	23
ウ) 非常用発電設備	……………	24
⑦ その他	……………	25
ア) 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池	……………	25
イ) エアコン	……………	25
(7) 第6次幌延町総合計画前期基本計画との整合性	……………	26
① 基本構想、基本計画（概略設計）、実施設計の策定	……………	26
② 交流施設整備、生活支援機能	……………	26
③ 観光情報発信機能	……………	26
④ 保健福祉機能	……………	26
⑤ 高齢者福祉機能	……………	26
⑥ 交通拠点機能	……………	27
⑦ 防災機能	……………	27
⑧ 付帯設備	……………	27
(8) 交流施設の規模	……………	27
(9) 概算延床面積について	……………	28
(10) その他面積について	……………	29
① 電気自動車充電設備	……………	29
② ゆったり駐車場	……………	30
ア) 駐車台数	……………	30
イ) 駐車区画サイズと面積	……………	30
③ 蓄電池	……………	31
(11) 面積のまとめ	……………	31
8 整備場所について	……………	32
(1) 整備場所について	……………	32
(2) 土地の状況、支障物件等	……………	32
① 敷地面積について	……………	32
② 地層や地盤について	……………	33
③ 水道管と下水道管について	……………	34
④ 職員住宅について	……………	34
⑤ 立木について	……………	34
⑥ その他	……………	35

9	概算事業費	35
10	財源等	36
11	基本計画（概略設計）等の業務委託先選定方法について	37
12	施設の管理・運営について	37
13	交流施設供用開始までの流れ	38
14	おわりに	38

資料

- 別紙1 第6次幌延町総合計画前期基本計画との整合性
 - 別紙2 電気自動車充電設備、ゆったり駐車場概算面積算定資料
 - 別紙3 多世代交流施設整備敷地概要図
 - 別紙4 地層及び地盤に関する資料
 - 別紙5 整備場所における水道管路図
 - 別紙6 整備場所における下水道管路図
 - 別紙7 職員住宅、立木等に関する資料
- 幌延町交流拠点基本構想について（答申）

1 はじめに

町長三期目の公約である「持続可能なまちづくり」の実現に向け、住民生活の利便性向上につながる機能やサービスを重視したうえで、温浴施設などの更新を要する公共施設等との複合機能（生活支援、観光、保健福祉、高齢者福祉、交通、防災）を備えた、多世代交流施設（以下「交流施設」という）を整備することとし、基本構想の策定に取り組みました。

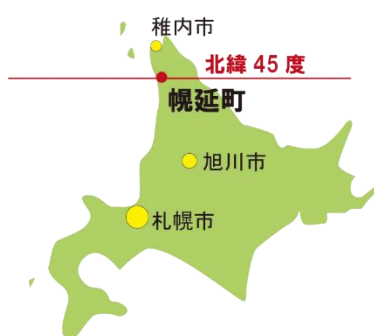
交流施設の整備構想を策定するにあたり、町民アンケートや役場内での協議等によりまとめた整備内容を基に、その機能の必要性等について、幌延町まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という）での検討や各種団体と懇談を行い、意見の聞取りを行いました。

創生会議での検討や各種団体との懇談では、「もっと町民の声を聞いて、町民の求めるもの、使いやすいものを建ててほしい」との意見があった他、「施設を使う人の意見を聞きながらつくった方がよい」「今後、施設を長く使うこととなる若い人の意見を大事にした方がよい」との意見がありました。また、「多世代が交流できる施設は魅力的」「子どもから高齢者まで、気軽に友達同士で集まって話したりできる場所があるとよい」など交流施設の整備に肯定的な意見があった一方、人口が減る中で、整備の必要性を問う意見や、老朽化した公衆浴場の建て替えのみで良いとの意見があった他、機能の詰め込みすぎを懸念する意見や、既存施設と重複する機能の削除を求める意見がありました。

出された意見等を基に役場内で素案を作成し、創生会議で検討した結果、町民アンケート等で整備が望まれた生活支援機能や保健福祉機能の一部を除き、乳幼児から高齢者まで、誰もが気軽に立ち寄って利用できる交流施設を整備することとしました。

2 本町の概況

(1) 位置、地勢



本町は、北海道の北部、宗谷管内に位置し、北緯45度線上にあって、北方圏のほぼ南端にあります。北は豊富町、猿払村、東は浜頓別町、南は上川管内中川町、留萌管内天塩町に接し、西は18.2kmの海岸線をもって日本海に接しています。東西およそ40.8km、南北20.8km、総面積574.1km²の広大な土地を有し、これは東京23区

とほぼ同じ広さです。

総面積の約63%を占める山岳部は、特に目立って高い山はなく、概ね300m以下で、北部、東部に広がっています。河川は北海道内3大河川のひとつである天塩川をはじめとして、その支流であるサロベツ川、問寒別川等、約70の河川があります。平野部は、天塩川とその支流流域に広がり、湿潤な集積土壌（泥炭土）と普通硬質土壌で構成され、平坦地の約44%にもおよぶ泥炭土は、排水不良の強酸性湿地帯で、農業発展の阻害要因のひとつとなっています。残りの56%は普通硬質土壌で泥岩を主体とした埴土型が多く占めています。海岸線は日本海に面し、浅海砂礫地帯で港湾施設はありません。

気象は年間の平均気温が6.8度、最暖月の平均気温は19.1度と耕作期間の気候は冷涼で、積算温度が低く、耕種作物の生育には適さない状況にあります。また冬は西からの季節風が強く乾燥寒冷で、積雪期間は11月下旬から4月下旬まであり、1m前後の積雪があります。

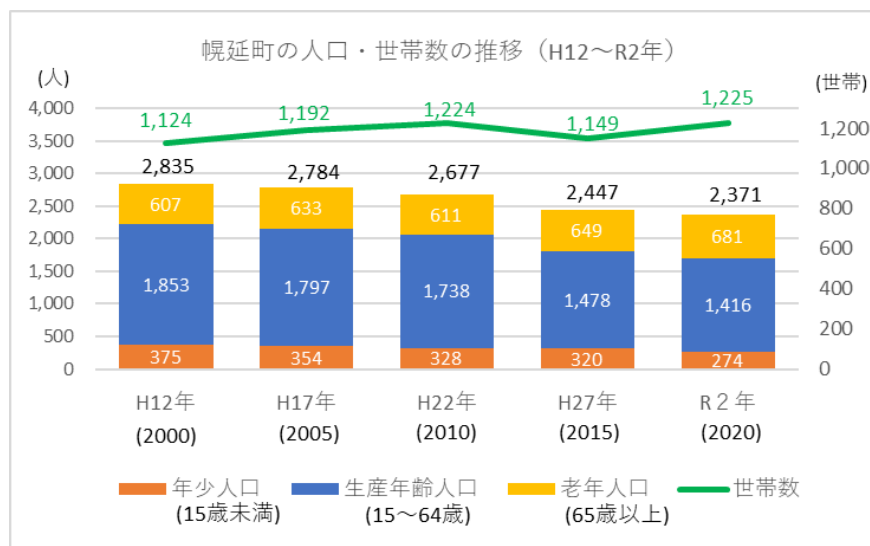
(2) 人口

本町の人口等は、昭和35年の7,438人、1,502世帯をピークに緩やかに減少を続けています。

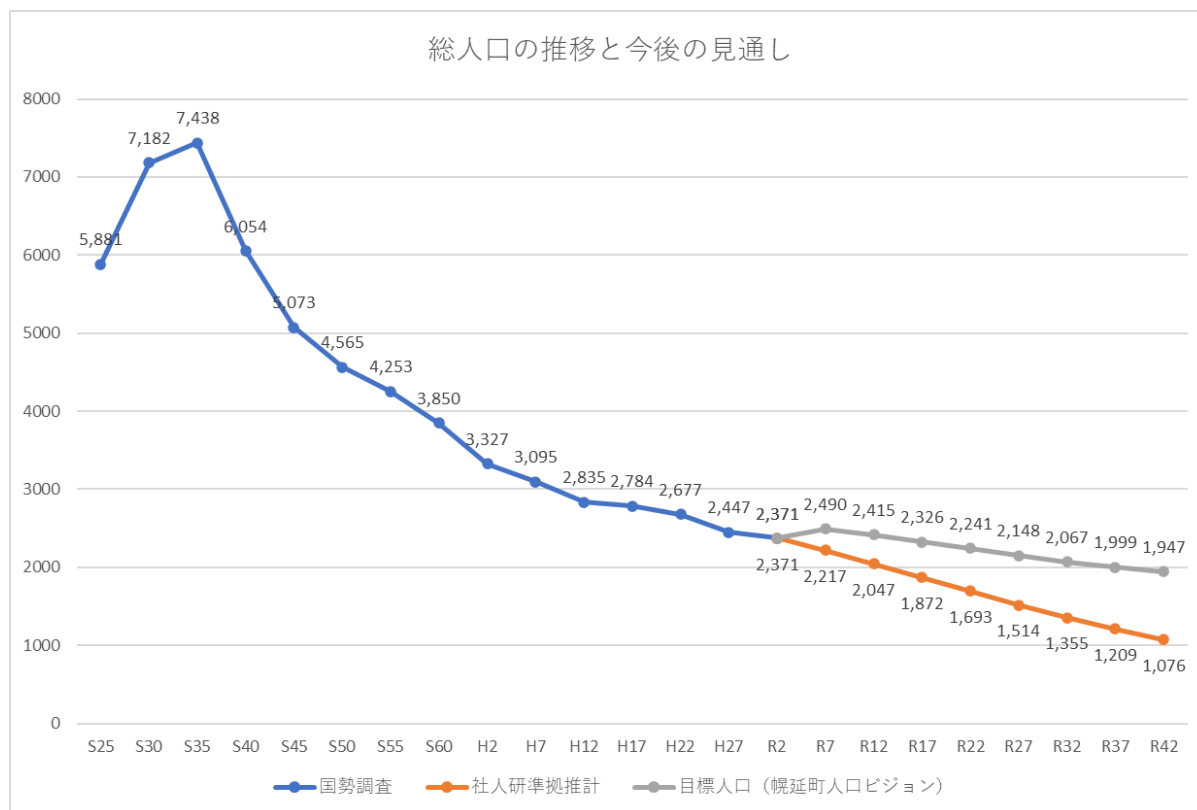
令和2年の国勢調査人口は2,371人、世帯数は1,225世帯で、平成12年の国勢調査と比べると、人口は16.4%減の404人となりましたが、世帯数は101世帯増加しています。世帯数の増加は高齢者の単身世帯数の増加によるもので、人口の4人に1人が高齢者となっています。

人口の減少を年齢階層別で比較すると、年少人口（15歳未満）は、平成12年の375人から令和2年は274人減の101人減となりました。高齢者人口（65歳以上）は平成12年の607人に対し、令和2年には681人増の74人増の681人で、少子高齢化が進んでいます。

なお、生産年齢人口は平成12年の1,853人に対し、令和2年は1,416人減の437人減の1,416人でした。



また、令和２年を基準年とした幌延町人口ビジョンにおける総人口は、令和７年で２，４９０人、令和１７年で２，３２６人、令和４２年で１，９４７人と推計し、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計では、令和４２年における総人口を１，０７６人としています。



総人口の推移と今後の見通し(出典：幌延町公共施設等総合管理計画)

3 幌延町交流拠点（交流施設）整備の目的

本町では、昭和４０年代前半からこれまで、多くの公共建築物や道路・水道等の公共物を整備し、行政サービスの提供や住民生活の基盤整備に取り組んできました。

しかし、今後は、人口の減少により財政状況が厳しさを増すことが予測され、老朽化等による補修や改修を計画的に進めていく必要があります。また、社会情勢の変化による住民ニーズの多様化、自然災害の多発による安全性の確保も考慮し、公共建築物の新設や更新を行っていかねばなりません。

限られた予算の中で、継続的に人口が減少し少子高齢化が進行する観点から、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域コミュニティ（町内会、子ども会、老人クラブ）力の向上に加え、生活の質を高め、利便性の向上に取り組む必要があります。また、地域を支える生産年齢人口を増加させるため、他の計画で行っている施策の効果が現れるまでは、価値観の多様化によって、個となり、希薄となった住民同士のつながりや住民と役場との結びつきを再び深く強め、人材不足を補う取組みを進める必要があります。

核家族化がもたらす高齢者の孤立、不安感の解消、保健と介護の連携やサービスの一元化、生活様式の変化による避難所運営方法の変更や防災機能の充足等、今まで潜んでいた問題が徐々に現れ始め、解決に向けた取り組みを進めていかなければなりません。また、定住人口や交流人口増加の一助とするため交通拠点としての役割も含め、町外から訪れる方々に対する観光情報等の発信機能強化も必要と考えています。

しかし、これら様々な問題を解決するにあたり、個々に施設整備を進めるには多額の予算が必要となるため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針を定めた「幌延町公共施設等総合管理計画」（令和5年3月改訂）との整合性を図る必要があります。

限られた予算の中で、住民ニーズや行政課題等をふまえ、様々な問題を解決していくため、「多世代交流」を問題解決方策のひとつとして、ひとつの施設に複数の機能を備えた交流施設を整備します。

4 幌延町交流拠点基本構想樹立までの経緯

交流施設の整備については、平成26年度から検討を進め、平成27年度に策定した幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の「まちへ新しい人の流れをつくる」ために実施する「観光資源の発掘」施策のひとつとして構想の具体化を始めています。

当初は、町外の方との交流人口を増加させるため、「観光・防災・レジャー等の機能を併せもった複合施設整備」に向け、構想の具体化を進める計画でした。

そのため、平成28年度には観光振興をキーワードに「産業振興やまちのにぎわいづくりの指針」となる「幌延町地域振興（観光）計画」を策定し、平成29年度には計画の具体的な取組みを示した「幌延町地域振興（観光）計画アクションプラン」を策定しました。

平成30年度にはアクションプランに基づき「観光・防災・レジャー等の機能を併せもった複合施設」の整備場所を「まちなか(案)」「まちそと(案)」により検討を行いました。

平成31年度は、前年度の検討の結果、高齢者や子どもの交流、生活の拠点としての機能を備え、町民の利便性向上に資する機能を重視し、「まちなか」での整備を決定しました。

令和2年度から令和3年度にかけては、「まちなか」での整備に向け、町民アンケートで必要な整備内容を調査の他、役場庁内での検討を行いました。

令和4年度は前年度までの検討に加え、町民アンケート調査の結果に基づき、町民の利便性向上につながる複合的機能を備えた「多世代交流拠点」を「まちなか」に整備すると決定しました。

令和5年度からは、幌延町交流拠点基本構想（以下「基本構想」という）の樹立に向け、創生会議を設置し、交流施設の整備内容等をまとめた基本構

想（素案）を諮問しました。当初は令和５年度中に答申を受け、基本構想を樹立する予定でしたが、「施設の整備にあたっては、町民の声をもっと聞いた方がよい」との意見があった他、「町の考え方を具体的に示してほしい」との意見があったことから、基本構想の策定年度を令和６年度まで延ばすこととしました。

令和６年度は創生会議構成団体等から意見の聞取りを行った他、聞き取った意見を基に整理した内容を、役場内や創生会議で協議・検討し、創生会議から答申を受けました。その後、パブリックコメント手続きを経て、基本構想を定めました。

年 度	摘 要
平成２７年度	観光・防災・レジャー等の機能を併せもった複合施設の整備に向け構想の具体化を計画。（幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成２７年度～平成３１年度）
平成２８年度	観光振興をキーワードに「産業振興やまちのにぎわいづくりの指針」となる「幌延町地域振興（観光）計画」を策定。
平成２９年度	「幌延町地域振興（観光）計画」の具体的な取組みを示した「幌延町地域振興（観光）計画アクションプラン」を策定。
平成３０年度	アクションプランに基づき「観光・防災・レジャー等の機能を併せもった複合施設」の整備場所を「まちなか（案）」「まちそと（案）」にて検討。
平成３１年度	高齢者や子どもの交流、生活の拠点としての機能を備え、町民の利便性向上に資する機能を重視し、「まちなか」での整備を決定。
令和２年度 令和３年度	「まちなか」での整備に向け、町民アンケートで必要な整備内容を調査の他、役場庁内で検討。
令和４年度	前年度までの検討に加え、町民アンケート調査結果に基づき、町民の利便性向上につながる機能やサービスを重視したうえで、温浴施設などの更新を要する公共施設との複合的機能を備えた「多世代交流拠点」を「まちなか」に整備すると決定。
令和５年度	基本構想を策定するため、幌延町まち・ひと・しごと創生会議を設置し、基本構想（素案）を諮問。構想の策定期間を令和６年度まで延長。
令和６年度	創生会議構成団体等から意見聞取り実施。聞き取った意見に基づき整備内容を検討・協議後、創生会議から答申を受け、パブリックコメント手続き実施後、基本構想として定める。

５ 幌延町交流拠点基本構想の位置づけ

本構想は、「第６次幌延町総合計画前期基本計画」を最上位計画とし、「幌延町公共施設等総合管理計画」に示された方針に基づきながら、「幌延町地域振興（観光）計画」、「第２期幌延町健康増進計画」、「第８期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「幌延町地域防災計画」、「幌延町強靱化計画」「第２期幌延町防災備蓄品計画」「幌延町耐震改修促進計画」「幌延町地域公共交通計画」の関連計画との整合を図り策定するものです。

６ 交流施設の概要

本構想で示す交流施設は、生活支援機能や観光情報発信機能、保健福祉機能、高齢者福祉機能、交通拠点機能、防災機能を併せ持った複合施設です。

(1) 整備内容

交流施設の整備内容は、町民アンケートや創生会議構成団体等から聞き取った意見を基に整理した整備内容を、役場内や創生会議での協議・検討した結果に基づくものです。

複合する機能は、コインランドリーや温浴施設等の「生活支援機能」の他、定住人口や交流人口の拡大のため、町外から訪れる方々に対し、本町の魅力を伝える「観光情報等発信機能」、住民の健康づくりを総合的に推進し、関連する福祉事業を効果的に行う「保健福祉機能」、高齢者が心身ともに健康で生きがいを持ち、自立した人生を送ることができるよう支援するための「高齢者福祉機能」、公共交通の利便性向上や観光需要拡大による交流人口の増加を図るための「交通拠点機能」、災害発生時における住民の生命、身体等を保護するための「防災機能」の六つです。

(2) 具体的なスペースや機能

複合する機能の具体的なスペース等は次のとおりです。

機 能	具体的なスペース等
生活支援機能	コインランドリー
	多目的スペース(サードプレイス)
	会議室
	温浴施設
	温浴施設(ボイラー)
	事務スペース
	ゆったり駐車場
	電気自動車充電設備
	W i F i 機能
	無料充電設備
観光情報等発信機能	観光案内
	移住定住情報
保健福祉機能	業務スペース
	乳児・乳幼児広場
	多世代交流・休憩スペース
	授乳室
	健康増進スペース
高齢者福祉機能	カフェスペース
	多目的スペース(和室)
	多目的スペース(パブリックビューイングスペース)
	相談室
	調理実習室
交通拠点機能	会食スペース
	バス待合所
防災機能	備蓄庫(防災資機材庫)
	福祉避難所
	非常用発電設備

機 能	具体的なスペース等
その他	再生可能エネルギー発電設備
	蓄電池
	エアコン
	トイレ(男)
	トイレ(女)
	トイレ(多目的)

7 幌延町公共施設等総合管理計画との整合性について

交流施設は、住民の利便性向上につながるサービスを重視したうえで、温浴施設等の更新を要する公共施設等との複合機能を備えた施設です。具体的には幌延町老人福祉センターの更新に併せた複合施設の整備となり、整備にあたっては、幌延町公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂、以下「管理計画」という。）との整合性を図る必要があります。

(1) 公共施設の更新等の方針

公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた「管理計画」では、公共施設の管理に関する基本的な考え方として「本町人口は引き続き減少が見込まれており、新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産としてとらえ、適切な維持管理によってできる限り長期間使用する」こととしています。

また、「公共施設を適切に維持・運営するためにも、公共施設全体の延床面積を本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源等に沿って適切に調整し、不要となった施設は解体等により延床面積を縮減する等、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に充てることにより、財源の有効活用を図ること」としています。（管理計画35頁）

加えて、公共施設等のコスト・数量に関する目標として、建築系公共施設の延床面積削減目標を、基準年とした平成27年度末の70,605㎡から40年後の令和38年度までに10～30%削減することとしています。（管理計画39頁）

更に公共施設等の更新・改修の実施方針として、「更新する場合は、総合計画との整合性を保ち、公共施設の効率化や縮小化の観点から、単独更新以外の統合や複合化について検討する」こととしています。（管理計画42頁）

併せて、「施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合、廃止や規模縮小等を検討し、検討にあたっては、①施設の安全性、②機能性、③耐久性、④効率性、⑤地域における施設の充足率、⑥施設の利用率、⑦費用対効果によって評価を行い、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類して方向づけする」こととしています。（管理計画44頁）

また、公共施設等を統廃合することによって懸念される住民サービスの低下を最小限に抑えるため、種々の施策について、住民合意の可能性を検討すると定めています。（管理計画４４頁）

管理計画における公共施設の更新等の方針をまとめると、次のとおりになります。

新規施設	既存施設の更新
新規施設の整備は最小限に抑制。	既存施設の更新は、単独更新以外の統合や複合化を検討。 ↓ 既存施設の統合や廃止、規模縮小を検討するにあたり、次の項目で評価。 ①施設の安全性、②機能性、③耐久性、④効率性、⑤地域における施設の充足率、⑥施設の利用率、⑦費用対効果 ↓ 評価により継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の４段階に分類して方向づけ。 ↓ ①施設を更新する場合は、総合計画との整合性を保つ。②住民合意の可能性を検討。 ↓ 不要となった施設は解体等により延床面積を縮減。延床面積の削減目標は１０～３０％

(2) 管理計画に基づく検討、評価

更新を要する幌延町老人福祉センター（公衆浴場を含む）の概要を次のとおり整理し、管理計画に基づき評価を行います。

概 要	施設名	幌延町老人福祉センター（高齢者福祉施設）
	所在地	幌延町宮園町１番地１６
	設置年度	昭和４９年度（公衆浴場は昭和５０年１月から）
	増改築年度	平成１４年度（公衆浴場）
	延床面積	施設：５１０．２７㎡ 公衆浴場：１２６．０７㎡ 合計６３６．３４㎡
	駐車場利用台数	一般：６１台、車いす用：３台、大型バス：２台（幌延町生涯学習センター、国際交流施設と共用）
	施設管理・運営の状況	幌延町老人福祉センター設置条例（昭和４９年１２月２５日条例第２９号）により、老人に健康で明るい生活が営まれることを目的に設置され、公衆浴場法に基づき住民の健康の保持増進を図ることを目的とした温浴施設（昭和４９年１２月２５日条例第３０号）も併設されている。 施設の管理は保健福祉課社会福祉係が会計年度任用職員として雇用した４名が実施し、令和４年度の管理経費決算額は２０，３０４千円となっている。 公衆浴場の令和４年度年間利用者数は９，３５２人で、１日平均３２人が利用している他、機能回復訓練室等では老人クラブの会合や保健師による健康相談が行われている。

	施設利用上の課題	昭和４９年に設置されたが耐震改修が完了していない他、平成１４年度に増改築された公衆浴場のボイラー設備は、老朽化によって更新が必要な状態にあり、修繕によって対応している。
評価	施設の安全性	耐震改修を行っていないことから、安全性は低い。
	機能性	老人福祉法に基づく生活や健康等の各種相談、レクリエーションや老人クラブの運営に対し援助ができる場所としての機能を有している他、公衆浴場法に基づき温浴施設を設置し、住民の健康保持、増進を図る機能を有しており、老人福祉センターとしての機能は高い。 また、設備や部位ごとの機能診断等を行っていないが、機能性を健全度で評価した場合、建物は昭和４９年の設置から４９年が経過し、公衆浴場は平成１４年度に増改築しているものの、増改築以外の脱衣室や集会・娯楽室、機能回復訓練室等は耐震改修が未済みであることに加え、ボイラー設備の老朽化が進み、毎年度修繕を行っていることから、著しい性能低下によって、近い将来施設の機能が失われるリスクが高い状態であると思われる。
	耐久性	「財務省の減価償却資産の耐用年数に関する省令」に基づく耐用年数は、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の建物で５０年、公衆浴場用のものは２７年となっている。また、公衆浴場用設備は１３年となっている。 施設は昭和４９年１２月の設置から令和６年１２月で５０年の耐用年数を満了するため、耐久性は低いものと思われる。また、平成１４年度に増改築した公衆浴場は、令和６年度で１４年を経過する。そのため、建物部分の耐久性に問題はないが、耐用年数を超える設備は耐久性が低いと思われる。
	効率性	統合等により効率化を図る同様な施設が、幌延市街地区にはない。
	地域における施設の充足率	本町における高齢者福祉施設の適正数が不明なため充足率はわからないが、幌延市街地区に同様な施設がないことから、充たされていると思われる。
	施設の利用率	算定根拠となる適正な利用者数が不明なため、令和２年から令和４年までの平均利用者数を１００とした場合、過去３年間の利用率は年々低下している。
	費用対効果	地域高齢者福祉の中心的拠点として、年間延べ５００人以上の老人クラブ会員に利用されている他、公衆浴場は過去３年間の平均で延べ約１０，０００人の利用がある。施設の老朽化が進む中で大規模な改修は行わず、必要最低限の修繕による施設の維持管理に努めており、費用対効果は高い。
	評価	昭和４９年に設置された建物は耐震診断、耐震改修が行われていない唯一の公共施設で、幌延町耐震改修促進計画では施設の更新に対する優先順位がＡとなっている。 公衆浴場設備は耐用年数を経過し、修繕によって老朽化に対応している状況にあり、近い将来、著しい性能低下によって、施設の機能が失われるリスクが高い状態である。 老人福祉センターは地域高齢者福祉の中心拠点で、老人クラブが定期的に利用していることから更新の必要がある。また、公衆浴場は、年々利用者数は減少しているものの、自宅に入浴設備がない住民の日常生活にとって、必要不可欠の施設であることから更新の必要がある。 なお更新にあたっては、施設の老朽化が進んでいるため、改修による改善使用とはせず、施設を廃止し、新規施設として更新を図り、高齢者福祉のみならず住民生活の利便性向上を図る複合施設としての整備を検討する。
	分類	継続使用 — 改善使用 — 用途廃止 —施設廃止

(3) 管理計画に基づく評価結果

管理計画に基づく評価結果は、老朽化による施設廃止となりますが、地域高齢者福祉の中心拠点であることから、新規施設として更新することとします。

管理計画では、既存施設の更新は、単独更新以外の統合や複合化を検討することとしているため、本構想で高齢者のみならず住民生活の利便性向上を図る「複合施設」として整備の検討を進めました。

(4) 住民合意

管理計画では、公共施設等を統合することによって懸念される住民サービスの低下を最小限に抑えるために、住民合意の可能性を検討すると定めています。

交流施設の整備に関する基本構想や基本計画（概略設計）の策定は、幌延町まちづくり町民参加条例（平成21年3月10日条例第3号）第6条第1項第1号で定める「町の基本構想、基本計画、その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更」に当たることから、同条例第19条で定める審議会等を設置し、諮問を行うこととしました。

設置した審議会は創生会議です。構想や計画に対する住民合意を高めるため、町が作成した素案を諮問し、創生会議での検討後、素案に関する答申を受け、その後、広く町民の意見を反映させることが必要な場合に実施するパブリックコメント手続きを経て、構想や計画を策定することとしました。

創生会議は同条例第20条に基づき、町内各団体から推薦された方その他、公募による方も加えた20名の委員に加え、関係機関から推薦されたオブザーバー16名によって構成された会議で、会議の内容は同条例第23条に基づき、町のホームページや広報誌に掲載しています。

(5) 既存施設の活用や処分について

幌延町老人福祉センターは昭和49年に設置された施設で、耐震改修が未済みであることに加え老朽化が進んでいます。そのため、今後は他の目的等で利用することはできません。管理計画では、不要となった施設は解体等により延床面積を縮減する等、維持更新費の削減を行うこととしており、交流施設の供用開始後、解体・撤去することとします。

なお、跡地については、今後、新たな施設整備が必要となった場合に備え更地とし、駐車場や堆雪スペースとしての利用を検討します。

(6) 既存の公共施設と重複するスペース等の整理

交流施設で整備する具体的なスペース等は、5施設の概要(2)具体的なスペースや機能においてあげましたが、既存の公共施設が有するスペースとのすみ分けや、整備が必要な理由等を次のとおり整理しました。

既存公共施設と重複するスペース等一覧表（９既存施設、１５スペース等）

既存施設 交流施設	幌延町 役場	幌延町 老人福 祉センター	幌延町 生涯学 習センター	移住情 PR 支 援センター	幌延町 保健セン ター	物品庫 （旧中 央保育 所）	幌延町 認定こ ども園	高速バ ス待合 所（３ 南１）	幌延町 産業・ 地域振 興セン ター
会議室	○								
温浴施設		○							
電気自動車 充電設備	○								
観光案内				○					
移住定住情 報				○					
保健福祉課 執務スペー ス	○								
乳児・乳幼 児広場			○						
健康増進ス ペース					○				
多目的スペ ース(和室)		○							
相談室	○								
調理実習室			○		○				
バス待合所								○	
備蓄庫(防 災資機材 庫)	○					○			
福祉避難所			○				○		
事務スペー ス									○

① 生活支援機能

住民生活を支援するための機能で、具体的にはコインランドリーや多目的スペース（サードプレイス）、会議室、温浴施設、ゆったり駐車場、電気自動車充電設備、Wi-Fi設備、無料充電設備をあげています。

なお、子どもから高齢者まで多世代が利用し、集客性が高く、利便性の向上と交流施設の利用率向上を図るため整備を検討していたコンビニエンスストアは、住民から設置を求める声が少なかったことから、多目的スペースに飲食に関する自動販売機等を設置し、コンビニエンスストアの代替とします。ただし、将来的な町内小売業の動向を考慮し、バス待合所内にスペースのみ確保することとします。

機能が重複する公共施設は、役場、幌延町老人福祉センターです。

交流施設に必要なモノとしてあげられた会議等

区 分	H29 道の駅に関する勉強会・検討会ワークショップ	役場庁内会議（H29～30 幌延町と宗谷地域の交流・交通拠点整備に関する検討会等）	R4 町民アンケート	R6 創生会議構成団体への意見聞き取り時
コインランドリー		○	○	
多目的スペース（サードプレイス）		○	○	
会議室		○	○	
温浴施設	○	○	○	
事務スペース				
ゆったり駐車場		○		
電気自動車充電設備	○	○	○	
W i - F i 設備	○	○	○	
無料充電設備		○	○	

既存公共施設と重複するスペース等

区 分	幌延町役場	幌延町老人福祉センター	幌延町産業・地域振興センター
会議室	大会議室、小会議室		
温浴施設		公衆浴場	
事務スペース			貸し事務室
電気自動車充電設備	電気自動車用急速充電器		

ア) コインランドリー

a) 重複するスペース等 ➤ なし

b) スペース等を必要とする理由

各種団体等の意見聞き取りにおいて、「コンビニやコインランドリーは役場が整備するものではない。町民アンケートで町民から意見があったものとして整理し、検討を進めた方が良い」との意見はありましたが、他に否定的な意見がないことや、オホーツク管内小清水町や留萌管内遠別町等、行政が整備している例もあることに加え、住民の中には、布団等の大物洗い時に稚内市のコインランドリーを利用している方も多いことから、住民の利便性向上のためにも、必要な施設として整備することとします。

なお、整備にあたっては、施設建設費を抑えるため、施設外にプレハブ等を利用した整備を検討します。

イ) 多目的スペース（サードプレイス）

a) 重複するスペース等 ➤ なし

b) スペース等を必要とする理由

サードプレイスとは、誰もが自由に利用できるスペースのことです。（家庭がファーストプレイス、職場や学校等がセカンドプレイス）図書コーナーの設置を検討し、読書や自習等、個人としての利用の他、子どもから高齢者までがふれあう多世代交流や、情報交換ができるフリースペースとして、住民生活の利便性向上が期待できます。また、交流施設の延床面積を減少させるため、カフェスペースと共用を図ります。

ウ）会議室

a) 重複するスペース等➤役場大会議室、小会議室

役場には会議スペースとして大会議室と小会議室がある他、庁議室やミーティングルームがあり、それぞれのスペースで役場が主体となった会議や打ち合わせ等が行われています。交流施設に設ける会議室は、住民が主体となった研修会や交流等を行う場所として設置することから、すみ分けが可能と考えます。

b) スペース等を必要とする理由

住民同士の会合や研修会の開催、住民が主体的に取り組む多世代交流サロン等を行うための場所です。

研修会による学びの場を通じた交流や共通の目的意識を持ったコミュニティの形成等、地域コミュニティ力の向上が期待できます。

エ）温浴施設

a) 重複するスペース等➤老人福祉センター公衆浴場

昭和48年に幌延市街地の銭湯が廃業となり、昭和50年1月から老人福祉センターに併設する形で、公衆浴場として開業した「憩いの湯」は平成14年度に改築を行っていますが、その後、設備の老朽化が進み、更新が必要な状態です。

老朽化が進んでいる本施設は、交流施設整備後、解体・撤去となることから整備が必要です。

b) スペース等を必要とする理由

「憩いの湯」は年間1万人（令和2年度から令和4年度までの平均）を超える利用者がおり、住民の健康保持・増進を図るため必要な施設です。

オ）事務スペース

a) 重複するスペース等➤幌延町産業・地域振興センター

施設の設置目的が異なるため、すみ分けが可能と考えます。

b) スペース等を必要とする理由

産業・地域振興センターは、本町における学術研究、産業及び地

域の振興を図ることを目的に設置された施設で、新規起業を行う者や、本町に新たに住所を有する本店、支店等を設け、事業を営もうとする者、本町における学術研究、産業及び地域の振興に資する取組みを行う者に対し事務室を使用させております。交流施設に整備する事務スペースは保健や福祉を主体とした本施設の性質上、社会福祉協議会等の移転を考慮する他、施設の管理・運営を行う法人等の入居を考慮し、事務スペースを確保します。

カ) ゆったり駐車場

a) 重複するスペース等➤なし

b) スペース等を必要とする理由

高齢者や女性、乳幼児を連れた方等、誰もが駐車しやすくゆとりをもった駐車場を備えることで、乗降時の安全性を高めることが可能となり、交流施設利用者の利便性向上につながります。また、駐車場を活用した屋外イベント時の活用も考えています。

キ) 電気自動車充電設備

a) 重複するスペース等➤役場電気自動車用急速充電器

現在、役場に設置している電気自動車急速充電器は、令和4年8月26日をもって補助事業における処理年限に達したことから、民間へ無償で譲渡したものを引き続き使用している設備です。そのため移転することができず、交流施設に設置する場合は、新たな設備が必要となります。その場合も、国の補助制度を利用する等、事業費削減に努める考えです。

b) スペース等を必要とする理由

温室効果ガスの排出量を全体でゼロ（カーボンニュートラル）にする取組みが進む中で、電気自動車の普及も増加しています。その取組みのひとつとして平成26年9月、役場に設置した電気自動車用急速充電器は、令和4年8月までの間、約6千台の利用がありました。

本町では、令和5年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、引き続き設備を設置し、環境に優しく調和のとれた交流施設とすることが望ましいと考えています。

ク) W i - F i 機能、無料充電設備

a) 重複するスペース等➤なし

b) スペース等を必要とする理由

誰もが安心して利用できる環境を整えることで、交流施設利用者の利便性向上が図られ、災害時には安心につながります。

② 観光情報等発信機能

定住人口や交流人口拡大のため、町外から訪れる方々に対し、幌延町の魅力を伝える観光案内や移住に関する情報等を提供する機能で、具体的には観光案内所にデジタルサイネージ（ディスプレイやタブレットを用いた情報発信システム）やモニターを設置することをあげています。

機能が重複する公共施設は、幌延町移住情報PR支援センターです。

交流施設に必要なモノとしてあげられた会議等

区 分	H29道の駅に関する勉強会・検討会ワークショップ	役場庁内会議（H29～30 幌延町と宗谷地域の交流・交通拠点整備に関する検討会等）	R4 町民アンケート
観光案内	○	○	○
移住定住情報	○	○	

既存公共施設と重複するスペース等

区 分	幌延町移住情報PR支援センター
観光案内情報	観光案内
移住定住情報	移住定住情報

a) 重複するスペース等➤幌延町移住情報PR支援センター

交流施設内でも、町外から訪れる方々に対して、観光案内や移住定住情報を提供するため、移住情報PR支援センターと機能が重複しますが、人は配置せず、掲示物やデジタルサイネージ（ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム）によって案内を行うこととするため、すみ分けが可能と考えます。

b) スペース等を必要とする理由

町外から訪れる方々へ本町の魅力を伝える観光案内は、現地での情報収集を行う上で重要な役割を担っています。現在は、平成30年にJR幌延駅構内に設置した幌延町移住情報PR支援センター（通称：ホロカル）に人員を配置し、移住に関する相談や情報の発信に併せて行っています。本施設では人員を配置せず、デジタルサイネージ等を活用した案内に留めることとし、交流施設の延床面積を減少させるため、バス待合所との共用を図ります。

本機能は住民向けの機能ではありませんが、バス待合所との相乗効果により、交流人口や定住人口の増加が期待できます。

③ 保健福祉機能

住民の健康づくりを総合的に推進し、関連する福祉事業を効果的に行うための機能で、具体的には、乳児・乳幼児広場、多世代交流・休憩ス

ペース、授乳室、健康増進スペースをあげています。

機能が重複する公共施設は役場、幌延町保健センター、幌延町生涯学習センターです。

交流施設に必要なモノとしてあげられた会議等

区 分	H29 道の駅に関する勉強会・検討会ワークショップ	役場庁内会議 (H29~30 幌延町と宗谷地域の交流・交通拠点整備に関する検討会等)	R4 町民アンケート	R6 役場庁内会議
業務スペース				○
乳児・乳幼児広場	○	○	○	
多世代交流・休憩スペース		○	○	
授乳室		○		
健康増進スペース		○	○	

既存公共施設と重複するスペース等

区 分	幌延町役場	幌延町保健センター	幌延町生涯学習センター
乳児・乳幼児広場			中庭
健康増進スペース		機能訓練室、集団検診室	

ア) 業務スペース

a) 重複するスペース等 ➤ なし

b) スペース等を必要とする理由

本スペースは当初、保健福祉課執務スペースとしていましたが、交流施設と役場を接続することで、職員の迅速な移動や他係との円滑な連携が図られることから、保健福祉課全体の移動ではなく、教室や相談等の業務を行うスペースを確保することとします。

交流施設で業務にあたる場合は、本庁舎でミーティングを行ってから交流施設内の業務スペースで事務等を行う流れを考えることとします。

イ) 乳児・乳幼児広場

a) 重複するスペース等 ➤ 幌延町生涯学習センター中庭

交流施設内に整備する乳児・乳幼児広場の利用は、小学校入学前の遊び場を想定しており、すみ分けが可能と考えています。

b) スペース等を必要とする理由

小学校入学前の乳幼児が遊べる滑り台やボールプール、マットや大型ソフトブロックを備えた広場を考えています。

現在、子どもを対象とした遊具広場は、幌延町生涯学習センターに隣接する幌延深地層研究センター国際交流施設との間の中庭に

設置していますが野外と同様の構造で、夏期間以外は防寒対策が必要となります。また、運動能力の異なる就学児童と乳幼児が同じ遊具を利用することで、怪我や事故の発生が懸念されます。

乳幼児にとって安全な場所を確保し、保護者と一緒に安心した場所でふれあい、身体を使いながら遊ぶことによって、心身の発達を効果的に促し、母子保健の向上を図ることが期待できます。

ウ) 多世代交流・休憩スペース

a) 重複するスペース等➤なし

b) スペース等を必要とする理由

乳児・乳幼児広場を利用する乳幼児の保護者や家族が、子どもを見守りながら多世代と交流を深めるスペースを考えています。困りごとや悩みの相談、支援などは交流から始まるものもあり、多世代がつながることによって横の広がりが大きくなり、保健福祉分野のみではなく多分野にわたる様々な問題を、地域コミュニティ内で解決することができる可能性があります。

エ) 授乳室

a) 重複するスペース等➤なし

b) スペース等を必要とする理由

子育て世代が利用しやすく、一定時間滞在が可能な交流施設とするための機能で、子育て支援環境の充実により利便性が高まり、施設利用率の向上が期待できます。

オ) 健康増進スペース

a) 重複するスペース等➤幌延町保健センター集団診察室、機能訓練室

現在、高齢者等を対象とした健康教室は、保健センターでの健診（検診）時に使用する機能訓練室と集団検診室で行っています。交流施設に健康増進スペースを整備後も引き続き健診（検診）時に使用することから、すみ分けが可能と考えます。

b) スペース等を必要とする理由

現在、健康教室で使用している保健センター機能訓練室と集団検診室は、高齢者の参加が増え、運動スペースに余裕がなくなっており、現状よりも広いスペースが必要となることや、運動時には映像を活用した説明の後、映像を見ながら行うことが多く、交流施設に多目的スペース（パブリックビューイングスペース）と共用での整備を考えています。

④ 高齢者福祉機能

高齢者が心身ともに健康で生きがいを持ち、自立した人生を送ることができるよう支援する機能で、具体的にはカフェスペース、多目的スペース（和室）、多目的スペース（パブリックビューイングスペース）、相談室、調理実習室、会食スペースをあげています。

機能が重複する公共施設は幌延町老人福祉センター、幌延町生涯学習センター、幌延町保健センターです。

交流施設に必要なモノとしてあげられた会議等

区 分	H29 道の駅に関する勉強会・検討会ワークショップ	役 場 庁 内 会 議 (H29~30 幌延町と宗谷地域の交流・交通拠点整備に関する検討会等)	R4 町民アンケート
カフェスペース		○	○
多目的スペース（和室）		○	
多目的スペース（パブリックビューイングスペース）		○	○
相談室		○	
調理実習室		○	
会食スペース		○	

既存公共施設と重複するスペース等

区 分	幌延町老人福祉センター	幌延町生涯学習センター	幌延町保健センター	幌延町役場
多目的スペース（和室）	集会・娯楽室、機能回復訓練室			
相談室				町民相談室、相談室
調理実習室		調理実習室	学習指導室	

ア) カフェスペース

a) 重複するスペース等➤なし

b) スペース等を必要とする理由

買い物や散歩の途中の休憩利用、患者輸送車両の待合利用等、誰もが気軽に立ち寄ることができる開放的な空間とする他、多世代交流等を行うイベントスペースとしての活用も考えています。

交流施設の延床面積を減少させるため、多目的スペース（サードプレイス）との共用を考えています。

イ) 多目的スペース（和室）

a) 重複するスペース等➤幌延町老人福祉センター集会・娯楽室、機能回復訓練室

b) スペース等を必要とする理由

昭和49年に設置した老人福祉センターは、耐震化が完了していない唯一の公共施設です。そのため、更新に併せ交流施設に機能を取り入れる必要があります。併設されている「憩いの湯」は生活支援機能として取り入れました。

現在、老人クラブが会合や健康相談等で利用している集会・娯楽室や機能回復訓練室は多目的スペース（和室）として取り入れたいと考えています。

ウ) 多目的スペース（パブリックビューイングスペース）

a) 重複するスペース等➤なし

b) スペース等を必要とする理由

高齢者の外出を促し、地域コミュニティ内での孤立や引きこもりを防止するための機能です。保健福祉課が行う生活支援体制整備事業（注）では映画等の鑑賞を行っていますが、調理実習や多世代との交流イベントと比べ人との関わり合いが少なく、心的負担が軽減されることから、人との交流が苦手な高齢者の外出の「きっかけ」のひとつとなります。また、外出による身体機能の維持・増進や運動不足の解消、気分転換等の効果もあります。

生活支援体制整備事業での利用以外にも、誰もが利用できるスペースとしてスポーツ観戦やeスポーツ、カラオケ等の娯楽を楽しむスペースとしての活用が考えられます。なお、本スペースは交流施設の延床面積を減少させるため、健康増進スペースとの共用を考えています。

注) 生活支援体制整備事業

介護保険法に基づく事業で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、皆で支え合う地域づくりを目的として実施される事業で、本町では、保健福祉課包括支援係が「まちいちカフェ」として実施している。

「まちいちカフェ」は、支え合う体制づくりとして、年齢制限なく、多世代の誰もが参加可能としており、参加者同士の「おしゃべり」から拾い上げたアイデアを取り入れ、革細工によるコインケースづくりや映画等の鑑賞等を月1回行っています。その他にも児童クラブを招いての縁日やカレーライスづくりを行っています。

エ) 相談室

a) 重複するスペース等➤幌延町役場町民相談室及び相談室

現在、役場には相談室が2室あります。1室は従来からある町民

相談室で、もう1室は厚生室を用途変更したものです。従来からある町民相談室は役場を訪れる住民のため、交流施設に相談室を整備後も引き続き利用することとします。

厚生室を用途変更した相談室は保健師の執務場所を役場庁舎に移転した際設置したもので、主に保健福祉課が利用しています。相談室が役場の奥に位置しているため、訪れる利用者から「ただでさえ役場には行きにくいのに、重たい気持ちを抱えて役場の職員に見られながら役場の奥まで行きにくい」との声があります。そのため、交流施設に相談室が整備された後は、厚生室に戻す必要があると考えます。



b) スペース等を必要とする理由

誰もが利用できる共通スペースですが、高齢者福祉機能に必要なスペースとしてあげています。

令和元年10月、保健と福祉の連携強化を目的に、保健センターで勤務する保健師等の執務場所を役場庁舎に移転しました。移転後は、健康や保健、介護に関する相談や手続きは、保健師等が勤務する「役場庁舎」で行っていますが、相談に訪れる利用者から「保健福祉課が役場奥のため、相談に行きにくい」「相談室が廊下の突き当りにあり、暗い印象を受け、尋問されるようだ」との声があることから、個人のプライバシーに配慮するためにも必要なスペースであると考えます。

オ) 調理実習室

- a) 重複するスペース等
 - 幌延町生涯学習センター調理実習室
 - 幌延町保健センター学習指導室

幌延町生涯学習センターに設置の調理器具は、電気を利用する器具で、調理台は壁に接して設置されていることから、大勢での調理には不向きです。また、停電時には使えなくなってしまう。そのため、交流施設にはガスを利用した調理器具を備え、大勢での調理実習が可能となる調理台を中央に配置することを考えており、すみ分けは可能と考えます。

幌延町保健センターに整備の学習指導室（調理実習室）は、高齢者が集まって調理実習を行うには狭くぶつかり合うこともあり、混雑や転倒による火傷等の発生が危惧されます。そのため、安全で安心なスペースとして交流施設内に整備が必要と考えます。

交流施設へ調理実習室を整備後、保健センターの学習指導室（調理実習室）では特産品づくり等を行うスペースとして誰もが利用できるよう検討します。

b) スペース等を必要とする理由（調理実習室、会食スペース）

まちいちカフェ（生活支援体制整備事業）では、簡単な家庭料理や郷土料理の調理と会食を通じて、多世代に渡る参加者と高齢者が楽しく取り組むことができる「介護予防」の充実を図っています。

調理会食会は、主に幌延町保健センターの学習指導実習室で行っていますが、高齢者が集まって調理するには狭く、ぶつかり合うこともあり、混雑や転倒による火傷等の発生が危惧されます。また、児童クラブとの交流による調理会食会は、幌延町生涯学習センターで行っていますが、調理台が中央に位置していないため、大勢での煮炊きに不便な環境となっています。加えて、会食スペースはどの施設にも整備されていないことから、安全で安心な環境の下、楽しく介護予防を図るため必要なスペースとして挙げています。

生活支援体制整備事業での利用以外にも、誰もが利用できるスペースとして地元の食材を使った調理会食会や蕎麦打ち等の利用が考えられます。

なお、幌延町生涯学習センターに設置の調理器具は電気を利用する器具であることから、停電時には利用できなくなるため、ガスを利用した調理器具を交流施設に整備し、災害に備えることとします。

⑤ 交通拠点機能

公共交通の利便性向上や、観光需要拡大による交流関係人口の増加を図るための機能で、具体的にはバス待合所（沿岸バス、患者輸送車両）をあげています。

機能が重複する公共施設は、高速バス待合所（3南1、幌延十字街バス停留所）です。

交流施設に必要なモノとしてあげられた会議等

区 分	H29 道の駅に関する勉強会・検討会ワークショップ	役場庁内会議（H29~30 幌延町と宗谷地域の交流・交通拠点整備に関する検討会等）	R4 町民アンケート
バス待合所		○	○

既存公共施設と重複するスペース等

区 分	幌延十字街バス停留所（3 南 1）
バス待合所	高速バス待合所

a) 重複するスペース等▶ 幌延十字街バス停高速バス待合所（3 条南 1 丁目）

都市間高速バスや路線バスの停留所を、幌延十字街（3 南 1）から交流施設への移転をバス事業者に要望し、バス待合所を整備後撤去することとします。

b) スペース等を必要とする理由

現在、幌延市街地内（3 条南 1 丁目・幌延十字街）における都市間高速バス停留所に設置の高速バス待合所は、路線バスの待合所も兼ねていますが、床面積 3.3 m²と狭く、電気やトイレが整備されていない状況にあります。

交流施設には、患者輸送車両の停留所も兼ねた都市間高速バスや路線バス待合所の設置を考えており、本町を訪れる観光客等へ観光案内や移住定住案内を併せて行うことにより、交流人口や定住人口の増加が期待できます。また、患者輸送車両等の停留所も兼ねることで、待ち時間の合間を施設内で過ごすことができ、住民の利便性向上につながります。

⑥ 防災機能

自然災害発生時における住民の生命、身体等を保護するための機能で、具体的には備蓄庫（防災資機材倉庫）、福祉避難所、非常用発電設備をあげています。

機能が重複する施設は物品庫（旧中央保育所）、幌延町認定こども園、幌延町生涯学習センターです。

交流施設に必要なモノとしてあげられた会議等

区 分	H29 道の駅に関する勉強会・検討会ワークショップ	役場庁内会議（H29~30 幌延町と宗谷地域の交流・交通拠点整備に関する検討会等）	R4 町民アンケート
備蓄庫（防災資機材倉庫）		○	
福祉避難所	○	○	
非常用発電設備		○	

既存公共施設と重複するスペース等

区 分	幌延町認定こども園	物品庫（旧中央保育所）	幌延町生涯学習センター
備蓄庫（防災資機材倉庫）		物品庫	
福祉避難所	遊戯室、保育室		研修室2、学童保育室

ア）備蓄庫（防災資機材庫）

a）重複するスペース等➤物品庫（旧中央保育所）

交流施設に整備する備蓄庫は、受け入れる避難者分の備蓄を行うこととしており、物品庫（旧中央保育所）が担う、各避難所へ輸送する備蓄品をストックする機能と重複しないと考えます。

b）スペース等を必要とする理由

本施設は、福祉避難所としての機能も併せ持った施設とすることから、本施設に避難する要配慮者が必要とする災害備蓄品をストックし、本施設が受け入れることが可能な避難者数分の備蓄庫を整備することとします。

イ）福祉避難所

a）重複するスペース等➤幌延町生涯学習センター研修室2及び学童保育室

➤幌延町認定こども園遊戯室及び保育室

現在、幌延町生涯学習センターの要配慮者受入可能人数は14名、幌延町認定こども園の要配慮者受入可能人数は190人ですが、コロナ禍後の感染予防対策として、避難者と避難者の間に十分な距離を設けることが求められています。そのため、どの指定避難所も避難者一人当たりの面積が増え、新たな避難所の開設が求められることから、すみ分けが可能と考えます。

b）スペース等を必要とする理由

令和2年1月、北海道内で第1例目の新型コロナウイルス感染者が確認され、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置期間等を経て、令和5年5月、5類感染症に移行しました。

日常生活に対する行動の制限はなくなりましたが、その間、感染防止を図るために行った対策によって生活様式に変化がみられ、避難所でも感染予防対策として、避難者と避難者の間に十分な距離を設けることが求められています。そのため、どの指定避難所も避難者一人当たりの面積が増え、受入れ者数の見直しが必要となりますが、本施設は、高齢者や障がい者、妊産婦などの特別な配慮を必要とする方々安心して生活できるよう、福祉避難所としての位置づけを行うこととしました。

また、真夏の猛暑による熱中症対策としてエアコンを設置するとともに、真冬の対策として防寒を第1に考え、電源の一部に太陽光等を利用した再生可能エネルギー発電設備と蓄電池の併用を検討し、石油ストーブに加え、電気暖房器具も利用可能な暖かい避難所となるよう整備したいと考えています。

避難スペースについては、多目的スペースや乳児・乳幼児広場を利用することとし、延床面積の減少に努めることとします。

ウ) 非常用発電設備

a) 重複するスペース等 ➤ なし

b) スペース等を必要とする理由

平成30年9月6日(木)午前3時7分、胆振東部で発生した地震により、道内295万戸が停電となりました。本町でも地震発生直後から町内全域が停電し、幌延市街地区では約33時間後の翌7日(金)午後12時40分頃に電力が復旧しました。復旧するまでの間、行政機能は大幅に低下し、住民生活や経済活動にも大きな支障が出ました。そのため、幌延町強靱化計画では、「災害時における行政機能の低下を防止し、応急対策を中心とした業務を継続させるため、非常用電源設備の整備と共に十分な燃料の備蓄を促進する」こととしています。

本施設は、災害時、要配慮者のための福祉避難所として位置づけることから、機能低下を最小限にとどめ、避難者の安全・安心を確保するため、非常用発電設備を設置します。また、現在、役場庁舎に設置されている非常用発電機は、平成3年(1991年)5月に設置されたもので、令和6年(2024年)5月で33年を経過し、法定耐用年数である15年を大幅に超えている他、国土交通省が定める営繕所基準の耐用年数30年をも超えるため、更新の時期を迎えています。発電機容量が低く(定格出力は50KVA、定格電圧は200V)、胆振東部地震の影響による長時間停電の際は、非常灯と一部の電話を利用するのみの電源となり、災害時における行政機能は大幅に低下しました。そのため、幌延町強靱化計画では、「災害時における行政機能の低下を防止し、応急対策を中心とした業務を継続させるため、非常用電源設備の整備と共に十分な燃料の備蓄を促進する」こととしています。

役場庁舎の非常用発電機の更新にあたっては、役場庁舎単独で行うよりも、交流施設で整備する非常用発電設備から送電した方が安価であるとの考えから、役場庁舎分の使用電力量を加えて整備し、防災機能の向上と経費の削減を図ろうと考えています。

⑦ その他

地球環境の保全や、限りある資源の有効活用による防災機能の強化として、付帯する設備に、再生可能エネルギー発電設備をあげています。具体的には太陽光・風力発電システム、蓄電池の導入等を検討しています。また、近年の猛暑による熱中症対策として、エアコンの設置も検討しています。

その他、保健や福祉を主体とした交流施設の性質上、幌延町社会福祉協議会の移転や施設の管理・運営を行う法人等の入居を考慮し、事務スペースを確保します。

機能が重複する施設は幌延町産業・地域振興センターです。

交流施設に必要なモノとしてあげられた会議等

区 分	H29 道の駅に関する勉強会・検討会ワークショップ	役場庁内会議（H29~30 幌延町と宗谷地域の交流・交通拠点整備に関する検討会等）	R4 町民アンケート	R6 創生会議構成団体への意見聞き取り時
再生可能エネルギー発電設備			○	
蓄電池			○	
エアコン				

ア) 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池

a) 重複するスペース等 ➤ なし

b) スペース等を必要とする理由

本施設の電源として、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用を検討し、蓄電池を併用する等、非常時の電源対策も考慮しながら災害に強く、平常時には地球に優しい交流施設とします。

イ) エアコン

a) 重複するスペース等 ➤ なし

b) スペース等を必要とする理由

本施設は乳児から高齢者までが利用する多世代交流施設であると共に、福祉避難所としての役割を担うことから、地球温暖化による猛暑により発生が懸念される熱中症対策として、エアコンを設置することとし、クーリングシェルターとしての位置づけも考慮することとします。加えて環境省が進めるクールシェアを推進し、各家庭の電気使用量の削減に寄与し、省エネ・節電により地球温暖化を防ぐ取組みも進めたいと考えています。

(7) 第6次幌延町総合計画前期基本計画との整合性

管理計画では、施設を更新する場合は、総合計画との整合性を保つよう定めています。

本施設は、持続可能なまちづくりに必要な複合機能を備えた多世代交流施設として整備を行うもので、第6次幌延町総合計画前期基本計画（以下「前期計画」という。）と次のとおり整合しています。

なお、体系図は別紙1のとおりです。

① 基本構想、基本計画（概略設計）、実施設計の策定

基本構想等の策定は、基本目標1「持続可能なまちづくりを進める」のうち「協働のまちづくりの推進」に基づき、地域課題の共有・検討を図るため、住民参画の体制により行います。

② 交流施設整備、生活支援機能

本施設の整備は基本目標1「持続可能なまちづくりを進める」のうち「コミュニティ施設の整備」に基づき行うもので、住民生活を支援する機能としてコインランドリーや温浴施設等の設置をあげています。

③ 観光情報発信機能

観光情報発信機能については、基本目標2「活力と賑わいを創る」のうち「観光PRの充実」と基本目標1「持続可能なまちづくりを進める」のうち「移住・定住に関する情報提供・発信」を併せて行うもので、観光案内所で移住・定住情報を発信するものです。

④ 保健福祉機能

保健福祉機能については、基本目標3「健やかな暮らしを共に支える」のうち「母子保健事業の推進」や「成人保健事業の推進」「健康づくり活動の推進」に基づき行うもので、乳児・乳幼児広場や健康増進スペース等の設置をあげています。

⑤ 高齢者福祉機能

高齢者福祉機能については、基本目標3「健やかな暮らしを共に支える」のうち「老人福祉センター等の整備」や「高齢者活躍の場の創出」「社会参加と生きがいの促進」「地域包括ケアシステムの推進」に基づき行うもので、カフェスペースや多目的スペース（和室）、パブリックビューイングスペース等の設置をあげています。

⑥ 交通拠点機能

交通拠点機能については、基本目標５「豊かな自然と安全を守る」のうち「住民生活交通対策の充実」に基づき行うもので、バス待合所の設置をあげています。

⑦ 防災機能

防災機能については、基本目標５「豊かな自然と安全を守る」のうち「防災基盤の整備」や「幌延町強靱化の推進」に基づき行うもので、福祉避難所や備蓄庫、非常用発電設備の設置をあげています。

なお、福祉避難所の設置にあたっては、基本目標３「健やかな暮らしを共に支える」のうち「災害時の支援体制の強化」に基づき行う、避難行動要支援者関連事業との連携を図る必要があります。

⑧ 付帯設備

付帯設備として基本目標５「豊かな自然と安全を守る」のうち「省資源・省エネルギーの推進」に基づき行う再生可能エネルギー発電設備の設置をあげています。

(8) 交流施設の規模

施設の規模は、今後の人口減少を見込み、公共施設を適切に維持・管理していくため、管理計画が示している建築系公共施設の延床面積１０～３０％の削減を踏まえ、交流施設が必要とするスペース等について、既存施設が有するスペースと同程度の規模を基本に積算することとします。また、柱の数を減らし、可動式の間仕切りの利用によって室をつくる等、限られた空間を有効的に利用し、延床面積の減少に努めたいと考えています。

(9) 概算延床面積について

延床面積を積算するため、既存施設と重複するスペースは既存施設と同程度の面積とし、既存施設と重複しないスペースについては新たに加える面積とした他、他のスペースと共用できるスペースの整理を行い、次のとおりまとめました。

概算延床面積一覧表

(単位：㎡)

区	分	床面積	備	考
生活支援機能 670㎡（更：340㎡、新：50㎡、複：280㎡）				
コインランドリー	新	50	プレハブ等で屋外設置も検討	
多目的スペース（サードプレイス）	新		カフェスペースと共用	
会議室	複	90	役場大会議室と同規模（93.7㎡）	
温浴施設	更	280	老人福祉センターは173.5㎡	
温浴施設（ボイラー）	更	60	老人福祉センターは42.8㎡	
事務スペース（95㎡×2室）	複	190	役場総務企画課（1階）と同規模（90㎡）	
ゆったり駐車場	外		延床面積にカウントしない	
電気自動車充電設備	外		延床面積にカウントしない	
W i F i 機能	外		延床面積にカウントしない	
無料充電設備	外		延床面積にカウントしない	
観光情報等発信機能 0㎡（更：0㎡、新：0㎡、複：0㎡）				
観光案内	複		バス待合所に情報を掲示	
移住定住情報	複			
保健福祉機能 290㎡（更：0㎡、新：90㎡、複：200㎡）				
業務スペース	複	90	役場総務企画課（1階）と同規模（90㎡）	
乳児・乳幼児広場	複	200	幌延町生涯学習センター中庭と同規模（201.3㎡）	
多世代交流・休憩スペース				
授乳室	複		延床面積削減のため置き型を利用（20㎡程度）	
健康増進スペース	複		多目的スペース（PV）と共用	
高齢者福祉機能 730㎡（更：80㎡、新：610㎡、複：40㎡）				
カフェスペース	新	150	サードプレイスと共用	
多目的スペース（和室）	更	80	老人福祉センター機能回復訓練室と同規模（82.32㎡）	
多目的スペース（パブリックビューイングスペース）	新	300	役場大会議室＋小会議室（93.7㎡＋51㎡＝144.7㎡）	
相談室	複	40	役場町民相談室（18.48㎡）×2室	
調理実習室	新	80	保健センター学習指導室は（58.58㎡）狭い	
会食スペース	新	80		
交通拠点機能 200㎡（更：0㎡、新：200㎡、複：0㎡）				
バス待合所	新	200	観光案内所と共用（高速バス待合所は 3.3㎡）コンビニスペースを確保	
防災機能 160㎡（更：0㎡、新：160㎡、複：0㎡）				
備蓄庫（防災資機材庫）	新	40	幌延町生涯学習センター物品庫と同規模（39.02㎡）	
福祉避難所	外		各スペースと共用のためカウントしない	
非常用発電設備	新	120	役場機械室＋電気室＋ポンプ室と同規模（機76.8㎡＋電30.8㎡＋13.6㎡）	
その他 140㎡（更：50㎡、新：0㎡、複：0㎡）				
再生可能エネルギー発電設備	外		屋外設置のためカウントしない	
蓄電池	外			
トイレ（男）	更	20	幌生学習センター 15.9㎡	
トイレ（女）	更	20	幌生学習センター 15.9㎡、	
トイレ（多目的）	更	10	幌生学習センター 9㎡	
合計		2,100		
更新する機能分		470		
新しい機能分		1,110		
複合する機能分		520		

※ 区分欄における「更」は老人福祉センターの更新に併せて整備するスペース等。「新」は既存施設にはない新しい機能やスペース等。「複」は既存施設と複合する機能やスペース等。「外」は延床面積に合算しない機能やスペース等。

管理計画に基づく検討、評価によって施設廃止とし、新規施設として複合化を検討することとした老人福祉センターの延床面積は次のとおりです。また、延床面積636.34㎡に削減率を乗じた延床面積もそれぞれ算出しています。

施設名	代表取得年度	延床面積(㎡)	取得価格等(千円)	R2年度末減価償却累計額(千円)	R2年度末減価償却率(%)	※参考R4年度管理費(千円)
幌延町老人福祉センター	S49	636.34	178,372	115,099	64.5	20,304
延床面積10%減		572.71				
延床面積20%減		509.07				
延床面積30%減		445.44				

交流施設における概算延床面積の合計は2,100㎡で、そのうち老人福祉センターの更新に併せて整備するスペース等は470㎡、新たな機能等として加える面積は1,110㎡を見込み、複合する機能の面積は520㎡となりました。

管理計画では、建築系公共施設の延床面積を令和38年度まで10～30%削減する目標としており、老人福祉センター機能の更新分については、26.1%の削減となりました。しかし、他の公共施設と重複する機能や新しい機能分を加えると大幅な面積増となってしまうため、施設整備費の削減や維持・管理経費の抑制に努めたいと考えています。

概算延床面積比較表

(単位：㎡)

区分	延床面積	更新する機能						新しい機能	他の公共施設と重複する機能
		浴場	ホワイラー室	機能回復訓練室	トイレ(男女、多目的)	その他(集会・娛樂室他)	合計		
幌延町老人福祉センター	636.34	173.5	42.8	82.3	32.5	305.24	636.34		
交流施設	2,100.00	280.0	60.0	80.0	50.0		470.00	1,110	520
増減	1,463.66	106.5	17.2	▲2.3	17.5	▲305.24	▲166.34	1,020	610
減少率							26.1%		

(10) その他の面積について

① 電気自動車充電設備

現在、役場敷地内に設置されている電気自動車充電設備は1台で、面積は、約10㎡(5m×2m)です。交流施設に設置する場合も同程度の面積が必要となります。(別紙2)

② ゆったり駐車場

ア) 駐車台数

駐車台数は、老人福祉センターと保健センターの駐車台数を基準に一般車40台とし、施設の近くに車いす用3台を設けることとします。

区 分	駐車台数（台）		備 考
	一般	車いす	
老人福祉センター	6	1	
保健センター	32	2	
合計	38	3	

イ) 駐車区画サイズと面積

役場駐車場の駐車サイズは、幅員2.5m、長さ5.0mです。役場駐車場に駐車した場合の、それぞれの車種のゆとり幅は次のとおりとなります。

区 分	車の平均サイズ (m)		役場駐車場サイズ (m)		ゆとり幅 (cm)	
	全幅	全長	幅員	長さ	幅員	長さ
軽自動車	1.48	3.4	2.5	5.0	102	160
小型自動車	1.70	4.1			80	90
普通自動車（中型）	1.70	4.7			80	30
普通自動車（大型）	1.85	5.0			65	0
ワンボックス	1.70	4.8			80	20

ゆったり駐車場は、高齢者や乳幼児を連れた方々等、誰もが駐車しやすく乗り降りしやすい区画とするため、区画線をシングルからダブルにし、横幅にゆとりをもたせることとします。（別紙2）また、大型の普通自動車は駐車の際、長さに余裕がないことから1m延ばすこととします。

区画線をシングルからダブルにすることで、得られるゆとり幅は次のとおりとなります。また、駐車面積は、区画の配置によって異なりますが、1台約21㎡必要で、対面する区画と区画の間に車路を設けるため、20台で595㎡、40台で1,600㎡が必要となります。（別紙2）

区 分	車の平均サイズ(m)		ダブルライン(m)		ゆとり幅(m)	
	全幅	全長	幅員	長さ	幅員	長さ
軽自動車	1.48	3.4	3.5	6.0	2.02(1.01)	2.6
小型自動車	1.70	4.1			1.8(0.9)	1.9
普通自動車（中型）	1.70	4.7			1.8(0.9)	1.3
普通自動車（大型）	1.85	5.0			1.7(0.85)	1.0
ワンボックス	1.70	4.8			1.8(0.9)	1.2

※ ゆとり幅の（ ）は区画内中央に駐車した場合の片側の余裕幅。

③ 蓄電池

交流施設等の電力使用量により蓄電池の規模が変わってくるため、必要な面積は現在未定です。

(11) 面積のまとめ

施設内における各スペースの整備面積と、ゆったり駐車場等の外構部分を合わせた施設全体の概算面積は、次のとおりです。

交流施設全体における概算面積一覧表（施設整備＋外構）（単位：㎡）

区 分		面 積	主なスペース等
施設	生活支援機能	480	コインランドリー、温浴施設等
	観光情報等発信機能	0	観光案内、移住定住情報発信
	保健福祉機能	290	業務スペース、乳児・乳幼児広場、健康増進スペース等
	高齢者福祉機能	730	カフェスペース、PV スペース、調理実習室、会食スペース等
	交流拠点機能	200	バス待合所（観光情報等発信も実施）
	防災機能	160	備蓄庫、非常用発電設備、福祉避難所指定
	その他	240	事務スペース、再生可能エネルギー、蓄電池等
	計	2,100	
外構	電気自動車充電設備	10	
	ゆったり駐車場	1,600	40 台
	蓄電池	未定	
	計	1,610	
合計		3,710	

8 整備場所について

(1) 整備場所について

創生会議では、案3、案4の割合が高く、構成団体との懇談では案6での整備を求める意見が多数を占めました。行政課題としてバス待合室の整備や役場非常用発電機の更新があります。

非常用発電機は役場単独で整備・更新するよりも、交流施設で整備したものから役場に電気を供給した方が安価に済むため、案3、案4の場所で整備することとします。また、交流施設への移動を迅速化するため、渡り廊下等で役場と接続し整備することとします。

なお、整備にあたっては、役場職員住宅が支障となりますが、職員住宅は、昭和46年から昭和51年にかけて建築されたもので老朽化が進んでいることから、移転計画等を策定し、敷地造成を進めることとします。



(2) 土地の状況、支障物件等

① 敷地面積について

ゆったりとした駐車スペースを確保し、キッチンカーの出店や屋外でのイベント、冬季間における堆雪スペース等を考慮し、敷地は下図の黄色いラインで囲んだ部分、約5,000㎡(4,938.10㎡)を予定します。

予定する敷地内の土地所有者は幌延町で、交流施設整備のため、民間から収用する土地はありません。筆数は12筆で、一筆、町道3条

仲通線の終点を含みますが、その他の地目は宅地となります。（別紙 3）



敷地面積等概要表

（単位：㎡）

敷地面積 (a)	建物延床面積	外構目面積	合計 (b)	余裕度 (a)-(b)
4,938.10	2,100	1,610	3,710	1,228.1

② 地層や地盤について

本町では広く泥炭土が分布していますが、案 3、案 4 付近はヨシ等の低位泥炭地層です。また、過去実施した案付近でのボーリング調査結果は次のとおりです。（別紙 4）

（単位：m）

区分	事業名等	N 値			
		20～30	30～40	40～50	50 以上
整備 場所	平成元年度 役場庁舎建設地質調査 N0.3	11～12	19～21	22～23	なし
	平成元年度 役場庁舎建設地質調査 N0.4	11～13	18～20	22～25	25.14～
	平成元年度 役場庁舎建設地質調査 N0.6	11～12	18～22	22～24	28.15～
	昭和 49 年 幌延川河川改修工事土質調査 N0.1	15	—	—	なし
参考	平成元年度 役場庁舎建設地質調査 N0.1	11～12	15～16	20～21	22～23
	平成元年度 役場庁舎建設地質調査 N0.2	17～18	19～22	22	23
	平成元年度 役場庁舎建設地質調査 N0.5	11～12	16～17	21～23	なし
	昭和 49 年 幌延川河川改修工事土質調査 N0.2	11	15	—	なし
	昭和 49 年 幌延川河川改修工事土質調査 N0.3	12、15	—	—	なし

N値は地番の硬さを示す指標で、N値が高いほど地盤の強度も強くなり、建物の安定性に影響を与えます。N値の目安は次のとおりです。

N 値	摘 要
10～30	基本的に基礎地盤として考えられ、N値20以上が望ましい基礎地盤とされている。
30～50	N値30～50の砂質土は、中小建造物の基礎地盤として適している。
50以上	大型建造物に適した非常に強固な地盤。

整備場所においては、中小建造物に適した基礎地盤となるN値30～50の砂質土が、深度18mから22mにかけて分布しています。また、大型建造物に適したN値50以上は、25m～28m付近に分布しています。

③ 水道管と下水道管について

整備場所における水道管、下水道管の敷設状況は別紙5、別紙6及び次のとおりです。下水道管については国の補助事業で敷設しているため、撤去の場合は補助金の返還となる可能性があります。

区分	水 道 管	下 水 道 管
整備場所	VPW φ100 L= 60m 程度 VPW φ 50 L=162m 程度 VPW φ 20 L= 55m 程度 VPW φ 13 L= 17m 程度	町道3条線と4条線の間にVUφ200・130m程度。町道4条線側から職員住宅へVUφ200・5m程度。

※VPW：塩ビ管。VU：塩ビ管。

④ 職員住宅について

整備場所については、役場職員住宅の解体、撤去が必要となります。解体、撤去が必要な職員住宅数は、1棟2戸が4軒です。（別紙7）
住宅の概要や解体、撤去概算費用は次のとおりです。（R6.3月末現在、約12.1千円/坪）

図面番号	建設年度	構 造 等	面積 (㎡)	解体等概算費用 (千円)
①、②	S47	ブロック造平屋建て 1棟2戸	113.40	4,200
③、④	S51	ブロック造平屋建て 1棟2戸	125.86	4,700
⑤、⑥	S46	ブロック造平屋建て 1棟2戸	113.40	4,200
⑦、⑧	S46	ブロック造平屋建て 1棟2戸	114.13	4,200
合計		4棟8戸	466.79	17,300

⑤ 立木について

整備場所については、立木の伐木・伐根処理が必要となります。（別紙7）

立木の処理数は案3と案4については163本です。胸高直径や樹高等は測定していないことから材積は算出していませんが、樹種等は

次のとおりです。

(単位：本)

区分	トドマツ	シラカバ	サクラ	アカエゾ マツ	針葉樹	広葉樹	ヒバ	合計
本数	26	3	2	21	1	6	104	163

⑥ その他

整備場所には、町道3条仲通線の終点が位置しており、町道を一部廃止する必要があります。加えて同区域の隣接地（役場側）には、地震の際、震度を観測するための地震計が設置されている他、合併処理浄化槽（L2，500×W14，720×H3，580）も残置処理されているため撤去が必要となります。

9 概算事業費

概算事業費の積算には、建物の構造も関係します。建物の構造には鉄筋コンクリート造（RC造）や鉄骨造（S造）、木造等があります。基本計画（概略設計）策定時に耐久性や防振性等に優れた施設となるよう、階数や地盤の状況等を考慮し構造を決定する他、利用者の利便性の向上を図るため、効率的な動線に配慮しながら、導入する機能や設備、室数等によって概略設計を行い、概算事業費を積算します。また、概略設計にあたっては、エントランスやロビー、トイレ等の共有可能な空間は可能な限り共有を図り、壁で仕切られた単一的な目的で設置される室ではなく、可動式間仕切り等を利用した多目的スペースの室づくりを基本とし、事業費の削減を図ることとします。

なお、近隣町村において整備されている類似施設の事業費は次のとおりです。

年度	名 称	構 造	延床面積 (㎡)	事業費 (千円)	平米単価 (千円/㎡)
H30	遠別町アクティブシニア 多世代交流センター	鉄骨造平屋建て	799.38	263,736	329.9
R3	苫前地区コミュニティセンター	鉄骨造3階建て一部鉄筋コン クリート造	1,399.28	505,823	361.5
	鉄骨造平均				350.0
R3	小平町多目的防災 交流施設	RC造2階建て一部木造平屋 建て	1,385.27	627,737	453.2
R5	稚咲内生活館	木造平屋建て	243.00	117,000	481.5
	全体平均				395.7
参考					
H27	問寒別生涯学習センター	鉄骨造平屋建て	774.42	573,439	740.5

参考として、近隣町村において整備された施設の平均値を基に、予定している交流施設（面積2，100㎡）の概算事業費を算出した場合、鉄骨造で

735,000千円、鉄筋コンクリート造（RC造）で951,720千円、木造で1,011,150千円となります。また、本町問寒別地区で、平成27年度に整備した生涯学習センターの㎡単価を基にした場合は、1,555,050千円となります。

年 度	構 造	平均平米単価 (千円/㎡)	交流施設の概 算面積 (㎡)	概算事業費 (千円)	備 考
H30、R3	鉄骨造	350.0	2,100	735,000	遠別町、苫前町
R3	鉄筋コンクリート造	453.2	2,100	951,720	小平町
R5	木造	481.5	2,100	1,011,150	豊富町
参考					
H27	鉄骨造	740.5	2,100	1,555,050	問寒別

10 財源等

交流施設の整備に対する財源は、過疎対策事業債、緊急防災対策事業債等の国から財政措置がある有利な地方債を利用する他、各種補助制度を活用し、自主財源の削減に努めたいと考えています。また、ふるさと創生基金や公共施設等整備資金等の活用により一般会計への繰入れを行い、住民負担の軽減を図ります。

11 基本計画（概略設計）等の業務委託先選定方法について

基本構想樹立後は、基本計画（概略設計）や実施設計業務を委託しますが、業務の委託先選定方法には「入札方式」「プロポーザル方式」「コンペ方式」等があります。

交流施設の設計には、施設の特性や発注者（町）の意図を理解し、適切に設計に反映できる業者を選定することが重要になります。選定方法にはそれぞれメリット、デメリットがあることから最適な方式を検討します。

設計業務における業者の主な選定方法

選定方法	特 長	メリット	デメリット
一般競争入札	不特定多数の業者から入札参加者を広く募り、競争入札によって最も価格が安価な業者を選定する。	不特定多数の業者の参加により、競争性が高まり、安価な契約となる。	業務能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難。 価格のみの競争となるため、必ずしも優れた設計を行う業者に決定するとは限らない。
指名競争入札	入札参加を希望する業者のうち、選定基準を満たす業者を実績等を考慮し選定・指名し、競争入札により価格が最も安価な業者を選定する。	一定の基準のもと、実績のある業者等を指名し入札を行うので、業務能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することができる。	価格のみの競争となるため、必ずしも優れた設計を行う業者に決定するとは限らない。
設計協議方式 （コンペ）	交流施設設計案の提案を受け、優れた設計を行った業者を選定する。	価格ではなく、具体的な設計案の中から、優れた案を選ぶことができる。	提案作成に時間と費用を要する。（参加全社に設計料を支払う必要がある。） 審査・評価を行う体制・知識及び時間を要する。 設計案を選ぶため、その後の設計過程において、選ばれた設計案に拘束される。
技術提案方式 （プロポーザル）	交流施設整備に対する設計体制や実施方法、考え方等について技術的な提案を受け、優れた提案を行った業者を選定する。	価格ではなく、提案により設計者を選定できる。 具体的な案を選定しないので、その後の設計過程において当初の提案に拘束されない。 コンペと比較して、提案に時間と費用を要さない。	審査・評価を行う体制及び時間を要する。 設計者の選定において、透明性や公平性に対する説明責任が必要。

12 施設の管理・運営について

交流施設の管理運営については、町の直営方式や法人等への一部業務委託、指定管理者制度を利用した法人や団体への維持・管理・運営委託が考えられ

ます。

今後、基本計画（概略設計）を策定するにあたり、交流施設の目的や温浴施設の維持管理等に対する現状等を踏まえ、検討を進める必要があります。

13 交流施設供用開始までの流れ

令和5年度から令和6年度にかけて、基本的な機能や施設の規模、位置等を定めた基本構想を策定します。

令和7年度は、基本構想に基づき、施設の外観や内部の配置、構造や設備等を検討し、概算工事費を算定する基本計画（概略設計）を策定します。

令和8年度は、工事に必要な詳細図面の作成や建設工事費の積算等を行う実施設計を行います。

令和9年度から10年度にかけて、敷地の造成や建設工事を行い、令和11年4月の供用開始を目指しています。

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
区分	基本構想		基本計画 (概略設計)	実施設計	建設工事		供用開始

14 おわりに

基本構想を定めた後、基本計画（概略設計）や実施設計を行います。設計の段階においても利用する住民の方々に意見をいただきながら「適度な距離感を持って」「乳幼児から高齢者までの誰もが」「気軽に立ち寄って、過ごしやすい」施設づくりに取り組んでいきたいと考えています。

また、本施設を中核に据えた町の事業展開を考えた場合、こどもや母親に対する相談や支援、日常生活に不安を抱くひとり暮らしのお年寄りや高齢夫婦世帯が、安心して生活を送ることができる住宅整備等の取組みが考えられます。

住民の暮らしやすさを高めるためには、適度な距離感を持って住民同士がふれあい、支え合うことが重要です。多世代との交流により、子どもにとっては孤独緩和、社会性の習得、思いやりの心が醸成され、高齢者にとっては、社会参加、認知症の予防、生きがいや楽しみにもなります。また、災害時には互いの命を守り、高齢者や子どもたちの見守りにも繋がります。

今後も限られた人口と予算の中で、多世代交流を通じて住民同士が繋がり支え合うことで、安全・安心を実感し、愛着をもって住み続けられるまちづくりを進めたいと考えています。